

イタリアにおける世界遺産保護に関する研究 II

関根理恵*

要約

本研究の目的は、イタリアにおける文化遺産保護政策について、世界遺産『ヴェネツィアとその潟』を事例として取り上げ、公文書及び歴史資料の分析から、イタリアの文化遺産保護政策の歴史的経緯、国際法との関係、その内容等を確認するとともに、政策により施行された施策措置について考察することである。

本研究では、イタリア半島が統一される前の15世紀まで遡り、イタリア半島が小さな王国によって割拠されていた時代の文化遺産保護政策を整理し、イタリア独自の文化遺産保護政策や修復に対する思想があったことを確認した。本研究によって明らかになったのは、以下の点である。

- ① 文化遺産保護にあたっては、Vitruviusの『De Architectura』「建築書」が大きな影響を与えていた。
- ② 文化遺産の保存修復には、古典建築を研究した建築家が担当し、古典建築の技法やOrderと呼ばれる古代建築の規律を取り入れて修復が行われていた。
- ③ Leon Battista Albertiが担当したフィレンツェの歴史的建造物の修復は、以後の建築家に大きな影響を与えた。一方で、ヴェネツィアの文化遺産の修復では、その修復手法の影響があったものの、従来の有名建築家らによって著された建築に関する書籍によらない、独自の修復方法を試みた形跡がみられた。

キーワード：ヴェネツィア、文化遺産、Vitruvius、Order

研究の目的

本研究の目的は、イタリアにおける文化遺産保護政策について、世界遺産『ヴェネツィアとその潟』を事例として取り上げ、公文書及び歴史資料の分析から、イタリアの文化遺産保護政策の歴史的経緯、国際法との関係、その内容等を確認するとともに、政策により施行された施策・措置について考察することである。

1902年以前の文化遺産保護政策に対する考え

1815年ウィーン会議によって成立したフラン

ス革命とナポレオン戦争後のヨーロッパは、国際条約によりウィーン体制が設立され、絶対王政を復活させた。これを一般的に復古王政と呼ぶ。この時期、イタリア半島では、両シチリア王国、教皇領、トスカーナ大公国、ルッカ公国、パルマ公国、モデナ公国、サルデーニャ王国、ロンバルト王国など小さな王国がそれぞれの地域を統治し、小国による分割統治が行われていた。

1848年、ヨーロッパ各国で革命がおこり（通称：諸国民の春、Primavera dei Popoli）、ウィーン体制に陰りが見え始め、1859年第二次イタリア独立戦争として知られるサルデーニャ王国とオーストリアハプスブルグ君主国との戦争で、サルデーニャ王国がロンバルディアを併合することでイタリア半島の国際社会に変化が起き、サルデーニャ王国は、ヨーロッパで安定した地位を獲得した。その結果、1861年ウエストファレン条約により廃止されていたイタリア王を復活さ

2019年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科准教授

芸術、文化財保存修復、国際政策

せ、ヴィットーリオ・エマニエル二世 (Vittorio Emanuele II) が即位することで、サルディーナ王国は、イタリアの統一を図りイタリア王国 (Regno d'Italia) を樹立させた。その後、1866年にヴェネツィア、1870年にローマおよび教皇領を併合しイタリア半島を統一した。

このイタリア王国は、1861年から1946年までイタリア半島を統治した。1940年、第二次世界大戦期に日独伊の三国同盟を結成し、枢軸国として戦争当事国となった。1943年9月に連合国軍と休戦協定を締結し、無条件降伏にて枢軸国から離脱した。一方、同時期に、ムッソリーニを中心としてイタリア北部にイタリア社会共和国が新たに建国された。その後、幾多の戦線を経て1945年4月にパルチザンでムッソリーニは処刑され、イタリア半島における戦いは終結を迎え、イタリア社会共和国はイタリア王国へ併合された。その後、臨時政府・国民解放委員会 (Comitato di Liberazione Nazionale : CLN) により1946年6月に王政の是非を問う国民投票が行われ、王政廃止が決定し、共和制が採択されイタリア共和国が設立された。

このような背景から、イタリアにおける法令政策は、1815年以前と、ウィーン体制に準拠していた1815年から1861年まで大きく異なる。

ウィーン体制下では、イタリア半島を割拠していた王国によって、小国が個々に文化遺産保護の政策を行ってきた。

1861年以降は、イタリア王国としてイタリア半島は (1870年の普仏戦争時勃発以降はヴァチカン教皇領もイタリア王国による接収によりイタリア王国領内)、おおそ一つの国により統括されていた。そのため、イタリアの近代法による文化遺産保護は、1861年以前とそれ以後の二つの時期の政策に分けて考察する必要がある。

そこで今回は、未だ不明瞭でよく整理されていない、ウィーン体制以前の文化遺産保護政策について、ヴェネツィアの文化遺産保護政策を事例として、歴史的経緯とともに時代ごとの施策・措置、手法などを確認する。

イタリア半島小王国割拠時代 (1861年以前)

小王国がイタリア半島の各地域を統制したこの時代には、どのような文化遺産保護政策が行われていたのであろうか。

この時代の文化遺産保護政策の研究は、未だ十分に行われていない。イタリアには小王国が数多く存在する中、この時代の文化遺産保護政策を紐解く事は、非常に大変な作業である。一方で、国際情勢を鑑みれば、ウィーン体制前後のヨーロッパにおける文化遺産保護政策の研究ともなり、この時代の研究は不可欠である。そこで、本稿では、ヴェネツィアが、ロンバルディア・ヴェネト王国としてウィーン体制のリーダーであるオーストリアによって統治されていた時代の文化遺産保護政策について考察する。

ロンバルディア・ヴェネト王国時代

ロンバルディア・ヴェネト王国の時代、オーストリアが統治するようになったが、まず初めに行われた文化政策は、1810年のナポレオンの制圧以降、移動された文化財などを回復することであった⁽¹⁾。ヴェネツィアでは、サンタマリア・グロリオザ・ディ・フラール聖堂 (Basilica di Santa Maria Gloriosa dei Frari) の修復が行われた。まず初めに、この聖堂は、1815年にベネト州の財産となり、隣接した場所に建てられている小さなフランシスコ会の修道院に公文書館が設置された。この公文書館は、“L'ARCHIVIO GENERALE VENETO, POI ARCHIVIO DI STATO” と呼ばれ、現在までヴェネツィアの歴史資料を保管し、文化財を保護する機能を維持している。

その他、ヴェネツィアの芸術文化の歴史保護で重要な役割を果たしてきたのが、アカデミア (Gallerie dell'Accademia di Venezia) である。

Gallerie dell'Accademia di Venezia

— その歴史と役割 —

ヴェネツィアのアカデミアの始まりは、1750年9月24日まで遡る。ヴェネツィア王国の上院議会で、パドバの学術研究のため、研究施設が開設されたとされる。パドバとは、ヴェネツィアを含む州の名称であるが、その源流は、北イタリア最古の都市「パドバ」を指す。パドバは、コムネであり、共和制ローマ時代には、パタヴィウムと呼ばれていたという⁽²⁾。

1405年にパドヴァがヴェネツィアの支配下に置かれてから、1797年までパドヴァは、ヴェネツィアと共に歴史を歩んだ。その歴史の中で、1509年に教皇、フランス王国、神聖ローマ帝国、スペイン王国が反ヴェネツィア共和国としてカンブレール同盟を締結し、ヴェネツィア領の解体を図った。その際に、パドヴァは一時陥落し、ローマ皇帝マクシミリアン1世 (Maximilian der Große) の領地となったが、すぐにヴェネツィア軍が奪回し、ヴェネツィアが引き続きパドヴァを統治することとなった。その後、パドヴァの文民であるポDESTAと軍人隊長を、ヴェネツィア貴族の2名がそれぞれ務める慣習が成立し、コムネであるパドヴァをヴェネツィアが統治する形態が長く続いた。

この二人の貴族は、上院下院の二つの議会を取り仕切り、自治政府の運営を切り盛りした。この事実を鑑みれば、ヴェネツィアより古い歴史を持つパドヴァの研究を、首都として栄えるヴェネツィアの研究が開始したことは、自然な流れである。

また、この古い都市の歴史研究が開始された背景には、イタリアの歴史研究上の大きな発見が少なからず関係していたと考えられる。その大きな発見とは、南イタリアで発見された1738年のエルコラーノ遺跡の発見と、1748年のポンペイ遺跡という古代ローマ都市の発見である。これにより、古い歴史研究、つまり、考古学による古代都市の研究に人々は魅了され、1750年にヴェネツィ

アのアカデミアで、ギリシャ神話のヒーローであるアンテノールが建設したと考えられているパタヴィウムの研究を、開始するようになったのは、自然の道理であろう。

この社会的動向は、ネオ・クラシズム (新古典主義) として知られている。この新古典主義は、ヨハン・ヨアヒム・ヴィンケルマン (Johann Joachim Winckelmann) の『ギリシア芸術模倣論』(1755年)、『古代美術史』(1764年)が、ギリシャや古代ローマの芸術や美術遺産を体系化し、その理論を牽引したと言われている⁽³⁾。しかし実際には、Winckelmannの影響より、先に大きな影響を与えたのは、ギリシャ、ローマの古典建築および都市建設に必要な技術、材料、機材に関することが網羅されたマルクス・ウィトルウィウス・ポッリオ (Marcus Vitruvius Pollio) の『De Architectura』であると考えられる。

Vitruvius Poilla 著

『De Architectura』について

この書物は、紀元前1世紀頃、共和制ローマ時代に活躍した建築家である Marcus Vitruvius Pollio が著した建築理論書であり、ローマ帝国初代皇帝のカエサル・アウグストゥス (G. J. Caesar Augustus)⁽⁴⁾ にささげられた書物と言われている。

Vitruvius のこの書は、時代により模写本や印刷版 (インキュナブラ版) が作られ、伝承された。

伝承の過程で、Vitruvius の原書から少しずつ改編が加わり、特に説明文書の部分は、そのオリジナルの部分が不明確になっていると考えられていた。一方、1414年にラテン語の研究で知られるポッジョ・ブラッチョリーニ (Gian Francesco Poggio Bracciolini) により、研究のために訪れたスイスのサンクトガレン修道院で Vitruvius のオリジナルの原稿が発見され⁽⁵⁾、注目を集めた。

初期ルネサンス期の文化遺産の保存

15世紀初頭に、文化遺産保存に関係した建築

家たちが、Vitruviusの『De Architectura』に影響を受けていたということは、初期ルネサンス期の人文主義者レオン・バッティスタ・アルベルティ（Leon Battista Alberti）の動向によって裏付けることができる。

Leon Battista Albertiは『Della Pittura（絵画論）』を著したことで有名である。一方、1451年に彼が執筆した『De re Aedificatoria（建築論）』の内容は、Vitruviusの『De Architectura』に影響を大いに受けていることが指摘されており⁽⁶⁾、建築家としての評価も高い。Leon Battista Albertiは詩人であり司祭で、芸術家や言語学者でもあったが、建築に興味をもった理由は、彼が教皇領の記念物監督官の職に就いたことも無関係ではないだろう⁽⁷⁾。

彼は、友人の紹介により記念物監督官の職に就いた。建築家としては経験が浅いが、前向きに取り組んでいたことが当時の記録などによって明らかになっている。

Leon Battista Albertiが、トレビの泉をはじめ、多くの歴史的建造物の修復を担当したことは当時から多くの人々に知られており⁽⁸⁾、有名なLeon Battista Albertiがローマの中心で担当していた保存修復工事群が、その当時の文化遺産保護政策担当者から注目されていたということは、想定され得る事象である。

つまり、彼の修復への考え方や修復手法、修復の際に用いる材料を、建築家たちが自身の仕事として請け負っている歴史的建築物の修復に取り入れようと考えていたことは容易に推測できる。また同様に、彼の本が、1485年に世界初の印刷本として大量生産されたことも、他のローマから離れた土地で働いているルネサンス期の建築家たちへ影響を与えたと考えられる。

1485年に出版された本はラテン語であったが、1546年にはイタリア語版が出版され、1550年には標準イタリア語版の形で出版された。そして、彼の模範となっていたVitruviusの『De Architectura』は、写本の形で伝承されてきたが、写本の特有の経緯により、多くのミスや改変、削除を含む編纂等を経験し、ほとんどのイラストが失

われた形で伝承されてきた。そのことから、Vitruviusの『De Architectura』は、1414年のスイスのサンクトガレン修道院での大発見がきっかけとなり、1486年にジョヴァンニ・スルピティオ・ダ・ヴェロリ（Giovanni Sulpizio da Veroli）によって印刷本として当初の形をとどめたまま失われていたイラストを加えて再発表された⁽⁹⁾。

つまり、Leon Battista Albertiの本の方が、元祖と目されていたVitruviusの『De Architectura』より早く印刷版で広く世の中に普及していたという点が、非常に面白い。

Vitruviusのイタリア語版については、1520年代にすでに出版されているので、これはLeon Battista Albertiよりずっと早くに出版されており、このイタリア語版への翻訳では、ミラノで活躍した建築家ドナト・ブラマンテ（Donato Bramante）の紹介により、セザール・ディ・ロレンツォ・セザリアノ（Cesare di Lorenzo Cesariano）が新しいイラストとともに翻訳した。特に、この時期には、Donato Bramanteの友人でもあったレオナルド・ダ・ヴィンチ（Leonardo da Vinci）などもVitruviusの『De Architectura』に影響を受けていることも知られている⁽¹⁰⁾。ゆえに、この時代の建築家は、古典的な文化や科学技術の研究にいそしんでおり、Vitruviusの『De Architectura』は、彼らの新しい建築にも直接的に影響を与えたということが考えられる。

これは古典建築の復活という形で、ルネサンス期の建築の新規建築や改修工事を含む修復に影響をあたえたとみなすことができ、非常に興味深い事実である。

またさらに、Leon Battista Albertiは、1446年にフィレンツェで、ファサードにローマのコロッセウムを参考にして「オーダー（Order）」を用いた装飾を持つ建築「パラッツォ・ルチェライ（Palazzo rucellai）」の設計を行っている⁽¹¹⁾ことからみても、彼は古代建築の円柱もしくは、その秩序つまり「オーダー（Order）」に関して関心を抱いていたということは明らかである。

Leon Battista Albertiは1451年までに著書『De re Aedificatoria』を著し、1485年にはこの本の



図1 Santa Maria Novella

ラテン語版がフィレンツェで出版されている。さらに1546年にはヴェネツィアでイタリア語訳が発刊されている。

16世紀初頭にヴェネツィアにVitruviusの思想に基づいて建設されたとみられる多くの建築物が残存していることが、最近の研究で明らかになっており⁽¹²⁾、Vitruviusの影響については先行研究で数多く言及されている。しかし、当時の状況を鑑みれば、Leon Battista Albertiの著書『De re Aedificatoria』も影響を与えているとも考えられるのではないだろうか。

Leon Battista AlbertiのOrderの解釈がすぐれていたとは言いが切れないが、彼が建築監督を務めたフィレンツェの「Basilica di Santa Maria Novella (サンタマリア・ノヴェラ教会) (図1)」は、1457年から1478年にかけてLeon Battista Albertiによって改修された。

彼は、特に大きな中央扉を設置し、古代建築の中で最も重要な要素であるEntablatureを追加

し、コリント式の柱を用い、Rucellai (ルチェライ)家の紋章である風に膨らんだ帆とロープで装飾したCorniceを設置し、Architrave (まぐさ)の部分には、ラテン語でジョバンニ・ルツェライの名と、1470年という完成年を記した。

Leon Battista Albertiは、ファサードには、フィレンツェロマネスクに多用される大理石の寄木細工のような色美しい様々な色の大理石を使った象嵌技法を用いながら、当時のフィレンツェを中心としたプラトニック哲学を意識し、幾何学と数学的研究成果を盛り込んだ。また、多色の大理石で装飾する技法は、この建築の要となっている。古代建築のパテオンの様式に触発され、古典的な柱と柱のモチーフが囲まれた格子状象嵌細工で装飾した帯状装飾を施す際にも用いられた。入口の上には、大きな円形窓があり、その両側には、象嵌大理石のロゼッタで装飾した二つの耳を取り付け、より一層華やかさになるように配慮しており、中世時代の建築様式を残したまま印

象を変え、華麗なファサードを作り上げた。このように、技術や地域の趣味嗜好を取り入れながら古典をも取り入れるという、自由でありながらも、そこに一つの知性と教養を取り込む改修工事をやってのけた。彼の仕事ぶりには、多くの人々が驚嘆の声をあげるとともに称賛の声を浴びせたことは疑う余地もない。きっと彼の腕前に、同業者である建築家たちは大いに唸ったに違いない。

16 世紀における歴史的建造物への対応

16 世紀半ばには、アンドレア・パラディオ (Andrea Palladio) とダニエル・バルバロ (Daniele Barbaro) が、1551 年から 1554 年にかけて、Vitruvius の『De Architectura』に基づき、ローマにて古代建築の研究をはじめた⁽¹³⁾。

Andrea Palladio は、古代建築を基礎としながらも、イタリアのルネサンス期に傑作を生み出したドナト・ブラマンテ (Donato Bramante) やラファエロ・サンティ (Raffaello Santi) の作品群も実際に見学しながら、その手法を学んだ。特に、Donato Bramante の建築では、レオナルド・ダ・ビンチから影響を受けたと言われる集中型 (有心型) 教会様式を学んだ⁽¹⁴⁾。

そして、Andrea Palladio らは、ヴェネツィアの都市計画が、この Vitruvius の『De Architectura』に記されている様式、つまり、円柱と梁で構成される秩序ある順列によって配列する規律 (構成法) = 「Order」によって成立していることを発見した⁽¹⁵⁾。

これは、①礎盤、柱身、柱頭の 3 つから構成される独立円柱と水平梁からできていること。②オーダーはその装飾を含めて定型化されていること。③ドリス式、コリント式、イオニア式、トスカナ式、コンポジット式の 5 種類に分かれることを理解したということである⁽¹⁶⁾。

この「Order」こそが、建築における古典様式の要であると感じたのか、自書の『建築四書 (1570)』にそれを詳しく著している点に注目したい。彼の思考のヒントになったのは、Vitruvius の『De Architectura』にその源泉があるとは思

われるが、Leon Battista Alberti の著書『De re Aedificatoria』(ラテン語版 1485 年) も無関係ではないだろう。実際にもっとも影響を与えたと考えられるのは、この時期にヴェネツィアで建築様式を研究していたセバステアノー・セルリオ (Sebastiano Serlio) が 1537 年に出版した『I sette libri dell'architettura (別名 Tutte l'opere d'architettura et prospettiva) (建築五書)』⁽¹⁷⁾ であると思われる。

その理由は、彼の提唱したファサードモデルが、古典を取り入れた形式で、Basilica di Santa Maria Novella の改修工事をかなり意識したものであったからである。つまり、ヴェネツィアの歴史的建造物の修復には、フィレンツェで行われた改修工手の手法が取り入れられたと見るのが妥当だろう。もちろん、Leon Battista Alberti は 1451 年までに著書『De re Aedificatoria』を著しており、1485 年にはこの本がフィレンツェでラテン語版が出版されているため、内容が不十分であるとはいえ、この書籍が少なからず Basilica di Santa Maria Novella のファサード改修へ影響を与えていることや、ヴェネツィアでイタリア語訳が 1546 年に発刊され、Andrea Palladio らが自書を執筆していた時期と重なることなど、これら二つの歴史的建築の教本が、ヴェネツィアの文化遺産保存および修復に影響を与えていたとしても矛盾はない。

彼らのヴェネツィアの建築研究の成果は、当時、建築に起こっている問題を解決する手がかりを見つけようとする中で、新規の工事で試みていたことが指摘されており⁽¹⁸⁾、その事例を、以下、検討する。

16 世紀の保存修復の事例

Basilica di san Giorgio Maggiore の事例

Andrea Palladio は、1565 年に Basilica di San Giorgio Maggiore の改修工事を手掛けた。1566 年以降、1575 年までの仮完成までの間に、大幅改修という名の新規建設 (増築) が行われた。その後、内装などの整備が続けられ、1610 年に完

成に至った⁽¹⁹⁾。

しかしこの改修に関しては、ファサードの改修より内部の改修工事に力が入れられていたように見受けられる。また、なぜこの時代、文化遺産保存において、歴史的建造物に大幅改修がなされたのか？という疑問も自然と生じてくる。

Basilica di San Giorgio Maggiore は、790年頃に建設された浮島に建てられた歴史ある教会であり、982年以降は、ヴェネディクト派の修道院として利用されるようになった。1233年に地震により崩壊してしまいが、修道士の手によりその建物もその後再建された。このような高い歴史性をもつ貴重な教会を、なぜわざわざ大幅改修したのか。その答えに答えるには、その時代の文化的情勢が大きな影響を及ぼしていたことを指摘しなければならない。

16世紀の宗教改革と文化政策

1545年から1563年にかけて、トレント公会議が開催された。この会議は、マルティンルター(Martin Luther)を中心とする宗教改革の動きと呼応して開催された会議であり、カトリック教会の刷新と自己改革のために行われたものであった。特に、1562年の教皇ピウス4世の時代には、秘跡や聖物の扱いの討議が中心として行われるようになった。

プロテスタントと立場を異とする七つの秘跡についての議論が活発に行われるようになると、聖人や聖遺物への崇敬、教会の伝統に由来する教義など、“遺産”に対する興味関心がより一層高くなった。先行研究によれば、多くの建築に対して「Rinnobamento (復興)」がおこなわれ、オリジナル様式を改変する修復工事がおこなわれたことが指摘されている⁽²⁰⁾。このような背景により、歴史的建築物の代表でもある教会や遺跡に対しても、形式を重んじ、聖なる遺物の偉大さをより一層表現することが奨励されるようになったと考えられる。

この他、同時期に Andrea Palladio が手掛けた文化遺産の保護政策では、中世期の建物や道、広

場、教会、塔など公共物全てに対して、古代の規律である「Order」を取り入れながら保存修復等が行われていた⁽²¹⁾ことが知られている。

これは、この時期の文化遺産保護において、歴史的建造物や遺跡の保存修復という行為は、前時代の様式を継承することよりは、歴史性の評価を高めるための行為に主眼がおかれ、古代の遺物や遺跡を発掘し、それらを“回復する”、つまり端的に言えば、当世に古代の遺物や様式(スタイル)を復元する(取り入れる)ことであったといえよう。しかし、Andrea Palladio の手がけた修復では、形式の部分には Sebastiano Serlio が1537年に出版した『I sette libri dell'architettura (別名 Tutte l'opere d'architettura et prospettiva) (建築五書)』の影響はみられず、これは他の地域で数多く取り入れられてきた古典に準拠した修復のテクニックとは決別するかのよう強い意志を感じさせるものであった。そこから、その独自性と新しい保存修復へのまなざしが見てとれる。

そのため、Andrea Palladio の Basilica di San Giorgio Maggiore に対する文化遺産の保存修復においては、荘厳化の行為が行われたものの、その荘厳化には、意匠や形式による装飾に依存したのではない修復理念があったことが容易に推測できる。当世に古代のスタイルを復元するにあたっては、古代の寸法や様式との調和が必要であり、これらをアジャストさせるためには、古典技法や伝統技術、意匠史の研究は不可欠である。

そのため、当時の建築家などが、Vitruvius の手法を研究していたというのは、道理が通っている。しかし一方で、それだけではない、修復テクニックで修復や改修をしようとする努力が見て取れる点にも注目できる。

16世紀のヴェネツィア

— 収集された可動文化遺産と歴史的建造物 —

15世紀以降、イタリアでは、芸術家は古代ローマ、ギリシャなど、古代の芸術作品の古典技法やモチーフに関心がもたれたことは、先述した通り

である。これは、学術研究書が書かれたというだけでなく、可動文化遺産の収集が流行したということでも、その社会的動向を把握することができる。

“Collezionismo”という「コレクション」の流行により⁽²²⁾、古代の芸術作品が発掘され、収集の対象として売買され、収集品を用いて家や庭を装飾するようになった⁽²³⁾。ヴェネツィアでは、パドヴァやアクレイアなどの古代ローマの文化を起源とする都市や、アドリア海を支配していたことから、ロードス島やキプロス島などのギリシャ文明の流れをくむ文化圏など、これらの古代の芸術作品群が人々の収集的となった。その結果、公共建築や富裕層家々に、これらの芸術作品が集められ、それぞれの庭や家屋に飾られた⁽²⁴⁾。この時期のコレクションとしてよく知られているのは、1523年8月16日にヴェネツィア市へ寄贈されたドメニコ・グリマーニ枢機卿（Domenico Grimani）のコレクション群である⁽²⁵⁾。Domenico Grimaniは、遺言を残し、自身の古代ローマ、ギリシャの彫刻や大理石、ブロンズ彫刻等のコレクションをヴェネツィアに寄贈した⁽²⁶⁾。その後1587年にも、Gevanni Grimaniも、古代ローマやギリシャなどの古代彫刻を寄贈した。これらは、Museo del Palazzo Grimaniと呼ばれるヴェネツィア考古学博物館のコレクション群の基礎となっている。

Museo del Palazzo Grimaniは、Domenico Grimaniの邸宅であるが、この邸宅の装飾からも、その当時の文化遺産の保存および修復の様子が理解できる。壁や天井画が、フレスコ画や漆喰によって装飾されているが、これらにも、ローマの古代様式を取り入れている。また、漆喰にはDomenico Grimaniが所有していたとみられるカメオを模したレリーフが嵌められていた。Tribunaと呼ばれる部屋は、邸宅の中央に計画的に博物館として設置した彫刻を飾るための空間であり、壁面には古代の神殿を模した豪華なレリーフが埋め込まれた棚が設置されていた。これらを見ても、歴史的価値を有する建築物は、豪華に装飾されるべきであり、コレクションとして飾られる彫刻を

よりよく見せるために調和させることが、改修、つまり歴史的建造物の保存修復におけるポイントであった様子が如実に表れている。

18世紀の文化遺産保護

— ナポレオンによる文化遺産保護政策 —

18世紀にはいると、グランドツアー流行の影響もあり、イギリスやフランスにおいて古代ローマ時代の美術品や考古遺物がもてはやされた。

1753年にロンドンの大英博物館が創設され、1793年にはパリのルーブル美術館が設立された。

イタリアでは、1796年3月ナポレオン（Napoleon Bonaparte）がイタリアに侵略し、全土を席卷した際、パルマ公国からは、コレッジョとミケランジェロなどの作品（1796年5月9日）を休戦の条件としてフランスへ譲渡する約束を取り付け、ミラノでは、ラファエロ、ルーベンス、ルイーニ、ジョルジョーネ、ダヴィンチ、ティツィアーノ、コレッジョ等の作品を休戦の条件として譲渡するよう、パルマ侯爵とモデナ侯爵に要求した（1796年5月）⁽²⁷⁾。また、ポーロニャの休戦条約でも、同等の要求をヴァチカンに対し行い、「ジュニウス・ブルータスのブロンズ胸像や、ブルータスの大理石胸像」等を手に入れた。これらの条件は、トレンティーノ条約（1797年2月）⁽²⁸⁾によって正式に受け入れられ、これらの可動遺産は、フランスへと移動された。

ヴェネツィア共和国がカンポ・フォルミオ条約によりオーストリア帝国へ吸収され、7世紀末から1000年以上続いたヴェネツィア共和国は、消滅した。これにより、ヴェネツィアは、独自に築き上げてきた文化を持ちながらも、ロンバルディア・ヴェネト王国として、他国の支配下にあり、他国人によって指揮される文化政策を受け入れなければならない立場に立った。

また、トレンティーノ条約（Tolentino on february 19th, 1797）により、ナポレオンの侵略後、すぐにヴェネツィアのアカデミアは閉鎖され、アカデミア以外にも公共建築物や教会等の宗教建築物が閉鎖された。

そしてナポレオンは、1797年5月にヴェネツィアの教会から数多くの美術品や考古遺物を持ち出した⁽²⁹⁾。サンマルコ大聖堂からは、有名な4頭の馬を略奪した。この略奪された馬は、カルーゼル凱旋門 (Arc de Triomphe du Carrousel) としてパリのテュイルリー宮殿の入り口に勝利を祝して創設した門の最上面に設置された。

サンジョルジョマッジョーレ聖堂からは、パオロ・ヴェロネーゼ (Paolo Veronese) 作の《カナの婚礼 (1562)》や、Pala di Fiesole, San Domenico からはフラ・アンジェリコ作《聖母戴冠》などを略奪し、フランスへ運んだ。1797年のカンポ・フォルミオ条約⁽³⁰⁾によりイタリア諸都市からフランス政府に芸術作品群を正式に寄付することが取り決められ、これらは合法行為として実行された。

この国外移管の目的は、公共財として国民すべてと供するためである。これら公共財となった美術品や考古遺物はルーブル美術館へ収蔵され、鑑賞の機会が設けられた。

その結果、かつてフランス・ブルボン王朝の宮殿であったルーブル宮殿は、美術館となり公共の場として開放されるに至った。

この公共政策は、ナポレオン法⁽³¹⁾の下で、文化政策としてイタリアの覇者であるナポレオン自身によってヴェネツィアにも持ち込まれた。

ナポレオンは、ヴェネツィアの教会を閉鎖した際、数多くの美術品を持ち出し、今まで研究の場であり専門家を養成するための高等専門機関としての学校であった Galleria dell'Accademia (アカデミア) を、美術館として開放した。

厳密に言えば、1756年に美術学校付属の資料館として美術館が作られ、ナポレオンは、この美術館にヴェネツィアの教会が所蔵していた価値ある美術品や考古遺物を持ち込んだ。

また、専門家育成のための手本とされてきた研究所や美術学校所蔵のティッチアーノをはじめとする優良作品群が、一般へと公開される機会がもたれるようになった。

1861年以降の文化遺産保護政策

1861年以降の文化遺産保護政策は、古美術監督局の公文書によりその動向を把握することができる。この目録は、1860年から1891年にかけて、古美術監督局によって作成されたものである。この資料は、“Primo Versamento”として知られている。

イタリア王国が統一された後、1861年に公共機関として、教育省が管理統括する部門の中に、美術、博物館、発掘、音楽院、科学および文学アカデミー、評議会、科学展示、図書館、公文書館、国家史の代表議会、劇場、総務の各部署が設立された。

1862年12月には、国王通達 No. 4474 が発令され、「美術協議会 (Consulta di belle arti)」が設置された。

1863年から1874年にかけて、部署は統廃合を続けながら整備が行われた。その後、1875年に芸術局が設置され、芸術総監が配備された。そのため、一緒であった発掘および博物館部門は、division 2として別の局として独立した。1880年に発掘および博物館部門は、古代美術および芸術局の総括監督者となり、芸術局の機能が発掘および博物館局へ吸収され統廃合された。一方、古美術および芸術の組織は、イタリア王国の行政統一を図る上でより複雑な問題を抱え、行政統一のプロセスは困難を極めた。

その理由は、小国がそれぞれ独自の法令や規定を持っており、それらを一つ一つカバーしながら統合しなければならなかったからである。しかし記録によれば、芸術や古美術の分野では、保護法の観点からその整備が図られたとみられる。

1872年国王通達 No. 662 では、歴史、考古学、古地理の諮問委員会が設立された。その後1874年国王通達 No. 2033 では、考古学と美術の中央協議会が設立され、彼らにより1875年3月28日国王通達 No. 2440 で、美術品および考古発掘監査官が任命された。1881年には中央協議会は廃止され、1891年国王通達 No. 392 により、美術

品および考古発掘監査官も廃止され、高等教育局の古代美術部門と現代美術部門に引き継がれた⁽³²⁾。また、1892年8月21日国王通達では、各地方にある歴史的建造物の目録が収集され、それぞれの記録作成のために、測定と写真撮影を行う中央委員会が設置されることとなった⁽³³⁾。そして1894年4月27日国王通達173号では、歴史・考古学に関する高等委員会が設置された⁽³⁴⁾。

これらの整備の結果、1902年に出来上がったのが、「portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令：ナシ法）」⁽³⁵⁾と呼ばれる法律である。以上のことから1861年以降、施策実行機関等の整備が進み、措置も具体的に定められたことがわかる。

結 論

既存研究では、1902年以前のイタリアの文化遺産保護政策では、歴史的建造物の保存修復の基本に、ナポレオンのイタリア統治期におけるコロッセウムの保存修復などを事例とし、フランスのナポレオン法の影響が大きいとみなされてきた。しかし、イタリア半島が統一される前の15世紀まで遡りイタリア半島が小さな王国によって割拠されていた時代の文化遺産保護政策を確認したところ、イタリア独自の文化遺産保護政策や修復に対する思想があったことを確認した。その結果、本研究によって明らかになったのは、以下の点である。

- ① 文化遺産保護にあたっては、Vitruviusの『De Architectura』が大きな影響を与えていた。
- ② 文化遺産の保存修復は、古典建築を研究した建築家が担当し、古典建築の技法やOrderと呼ばれる古代建築の規律を取り入れた修復が行われていた。
- ③ Leon Battista Albertiが担当したフィレンツェの歴史的建造物の修復は、以後の建築家

に大きな影響を与えた。一方で、ヴェネツィアの文化遺産の修復事例では、その修復手法の影響があったものの、従来の有名建築家らによって著された建築に関する書籍によらない、大幅改修という新規建設と修復を組み合わせた独自の修復方法を試みた形跡がみられた。

《注》

- (1) 服部晴彦, (2015), 『文化財の併合：フランス革命とナポレオン』, p. 481
- (2) William V. Harris, (1977), *The Era of Patavium*, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, Bd. 27, pp. 283-293.
- (3) Niglio Olimpia, (2013), *Storia e filosofia del restauro: Restauro dell'architettura in Europa tra il XIX ed XX secolo*, Conference Paper, Tokyo univ.
- (4) Gaius Julius Caesar Octavianus Augustus.
- (5) John H. Stubbs (2009), *Time Honored: A Global View of Architectural Conservation*, Wiley, p. 185.
- (6) 池上英洋, (2014), 『西洋美術史入門 実践編』, 筑摩書房.
- (7) Metropolitan Museum of Art, *The Vatican Collection: The papacy and Art*, Metropolitan Museum of Art, pp. 27-28.
- (8) Ceschi Carlo, (1970), "Teoria e storia del restauro", Roma, Bulzoni.
- (9) Vitruve Sulpizio Giovanni, (1486), *De Architectura*; L. Marcucci, *Giovanni Sulpicio e la prima edizione del De Architectura di Vitruvio*, L. Vagnetti et al. (ed.), 2000 anni di Vitruvio (Studi e documenti di architettura, 8), Florence, Grafistampa, 1978, pp. 185-195.
- (10) Pamela O. LONG, (2004), "Picturing the Machine: Francesco Di Giorgio and Leonardo Da Vinci in the 1490s", *Picturing Machines 1400-1700 (Transformations: Studies in the History of Science and Technology)*, The MIT Press, pp. 119-131.
- (11) R. Salvini, (1960), *The Frescos in the Altana of the Ruccellao Palace*, Giovanni Rucellai ed il suo Zibaldone. Part II: A Florentine patrician and his Palace, F.W. KENT, ALESSANDRO PEROSA, BRENDA PREYER, PIERO SANPAOLESI, ROBERTO SALVINI, NICOLAI RUBINSTEIN, University of London Press, pp. 241-252.
- (12) Margaret Muther D'Evelyn, (2012), *Venice and Vitruvius -Reading Venice with Daniele*

- Barbaro and Andrea Palladio*, p. 504.
- (13) Rudolf Wittkower, (1998), *Architectural Principles in the Age of Humanism*, John Wiley & Sons, p. 160.
- (14) Bramante Donato, “Tre piante sovrapposte e due alzati interni per la basilica di San Pietro”, 690 × 472mm, Tecnica e materia: compasso, pietra rossa, quadrettatura a penna e inchiostro su carta, Filigrana: aquila in un cerchio (Briquet 201), Stemmi, emblemi, marchi: timbro a inchiostro di collezione: Reale Galleria degli Uffizi (Lugt 929) sul recto in basso a destra.
- (15) Palladio Andrea, (1570), *I Quattro Libri Dell'architettura Di Andrea Palladio*, p. 128; Palladio Andrea, (1570), *I Quattro Libri Dell'architettura Di Andrea Palladio*, Collection of Glasgow School of Art Collection, National Library of Scotland, pp. 14-67.
- (16) Margaret Muther D'Evelyn, (2012), *Venice and Vitruvius: Reading Venice with Daniele Barbaro and Andrea Palladio*, Yale University Press, p. 504.
- (17) Sebastiano Serlio, (2005), *Sebastiano Serlio on Architecture*, Volume 1: Books I-V of “Tutte l'opere d'architettura et prospetiva”, Yale University Press, p. 528.
この書は、もともと全7巻を構想しており、その4巻目であったことから、『建築書第4巻』とも呼ばれている。
- (18) Margaret Muther D'Evelyn, (2012), *Venice and Vitruvius -Reading Venice with Daniele Barbaro and Andrea Palladio*, p. 504.
- (19) Daniel Savoy, (2012), “Palladio and the Water-oriented Scenography of Venice”, *Journal of the Society of Architectural Historians*, No. 2, Vol. 71, pp. 204-225.
- (20) Niglio Olimpia, (2013), *Storia e filosofia Restauro: Restauro dell'architettura in Europa trail XIX ed il XX secolo*, Conference Paper, Kyoto univ.
- (21) Margaret Muther D'Evelyn, (2012), *Venice and Vitruvius -Reading Venice with Daniele Barbaro and Andrea Palladio*, p. 504.
- (22) Fabrizio Rossini, (2014), *Contributo del Collezionismo strico al patrimonio numismatico italiano*.
- (23) Alessandra Anselmi, (2012), *Collectibles and Cultural Politics in Calabtia Vicereale Borbonica and Postunitarian*, Gangemi, p. 656.
- (24) Francesco Sansovino, (1581), Venezia, città nobilissima et singolare, Venezia.
- (25) Marilyn Perry, (1978), Cardinal Domenico Grimani's Legacy of Ancient Art to Venice, *Journal of the Warburg and Courtauld Institute*, Vol. 41, pp. 215-244.
- (26) Donald F. Jackson, (2008), A list of the Greek MSS of Domenico Grimani, *Parcourir Collection, Scriptorium*, Tome 62 n° 1, pp. 164-169.
- (27) Martin Rosen berg, (1985), *Raphael's Transfiguration and Napoleon's Cultural Politics, Eighteenth-Century Studies*, Vol. 19, No. 2, (Winter, 1985-1986), The Jhon Hopkins University, pp. 180-205.
- (28) Treaty of Tolentino (February, 1797).
- (29) Nora Gietz, (2015), Tracing Paintings in Napoleonic Italy: Archival Records and the Spatial and Contextual Displacement of Artworks, *The Artl@s Bulletin*, Vol. 4, Issue2, pp. 57-69.
- (30) The Treaty of Campo Formio (27th oct, 1797).
- (31) Irene Romano, (2017), *Napoleon's propagandist regime: The plunder of art and artifacts In Italy and egypt, and creation of the Musée Napoléon*, ARH501A Art as Plunder, pp. 1-29.
- (32) Ministero della pubblica istruzione, Roma, Direzione generale antichità e belle arti, contesto storico istituzionale Regno d'Italia (1861-1946) poi Repubblica italiana (dal 1946), complessi archivistici collegati, DIREZIONE GENERALE ANTICHITA' E BELLE ARTI, (Direzione generale antichità e belle arti, 1861-1890; Divisione scavi musei e gallerie e Divisione monumenti e scuole d'arte, 1891-1895; Direzione generale antichità e belle arti, 1895-1975).
- (33) 石井元章, (2000), イタリアの文化財行政, 『芸術: 大阪芸術大学紀要』, 大阪芸術大学芸術研究所運営委員会 編, Vol. 23, pp. 106-116.
- (34) Contesto storico istituzionale Regno d'Italia (1861-1946) poi Repubblica italiana (dal 1946), Complessi archivistici collegati, DIREZIONE GENERALE ANTICHITA' E BELLE ARTI, (Direzione generale antichità e belle arti, 1861-1890; Divisione scavi musei e gallerie e Divisione monumenti e scuole d'arte, 1891-1895; Direzione generale antichità e belle arti, 1895-1975).
- (35) LEGGE 12 giugno 1902 n. 185 portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità.

